

別府市観光戦略部  
指定管理候補者の選定に係る報告書

平成29年10月17日

別府市観光戦略部  
指定管理候補者選定委員会

別府市観光戦略部指定管理候補者の選定にあたり、別府市観光戦略部指定管理候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、応募者から提出された提案書類等により協議を行った結果、次のとおり選定しましたので、ここに報告します。

平成29年10月17日

別府市長 長野 恭紘 殿

別府市観光戦略部  
指定管理候補者選定委員会  
委員長 河村 貴雄

## 1 選定結果について

選定委員会は、別府市観光戦略部が所管する地獄蒸し工房鉄輪の指定管理者の指定を行うため公募した施設について、「地獄蒸し工房鉄輪の設置及び管理に関する条例」、「地獄蒸し工房鉄輪指定管理者募集要項」等に基づき、応募提案書類等を厳正に審査した結果、次の団体を指定管理者の候補者として選定した。

### 記

	施設名	指定期間	候補者名
1	地獄蒸し工房鉄輪	平成30年4月1日～ 平成35年3月31日	地獄蒸し工房鉄輪共同事業体

## 2 審査方法（概要）

各応募内容（平成29年9月28日提出締切）について、施設所管課において第1次審査として資格審査を行い、選定委員会において第2次審査として事業計画等の内容審査及び面接審査を行った上で協議し、指定管理者の候補者を選定した。

## 3 選定委員会の開催経緯

- (1) 第1回選定委員会<平成29年8月17日>
  - ア) 公募の条件（募集要項等）について決定
  - イ) 選定基準及び配点について決定
  - ウ) 審査方法及び採点方法について決定
- (2) 第2回選定委員会<平成29年10月11日>
  - ア) 内容審査及び面接審査の実施
  - イ) 指定管理候補者の協議・選定
  - ウ) 同 選定理由の協議

## 4 審査結果

### (1) 資格審査

申請者の資格（団体であること、法人市民税、法人事業所税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと等）については、指定申請書に添付された官公署の証明書類との照合等により、いずれの申請者も適合していることを施設所管課が確認した。

### (2) 事業計画の審査

審査に先立ち、審査方法（選定基準及び配点等）について、協議し決定した。

また、当日の資料配布についても協議し、参加者への事前周知や配布資料のチェックなど、審査に対して不公平になる可能性があることから、認めないこととなった。

① 選定基準及び配点について

事業計画の選定基準は、別府市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条第1項第1号から第4号に定める4つとした。

なお、4つの選定基準については、いずれも公の施設の管理を代行させるために必要な条件であるため、4つの選定基準に43点から60点を配点し、委員1人当たりの満点を200点として、その合計点を評価点とした。

【選定基準】

- 住民の平等な利用が確保されるとともに、サービスの向上が図られるものであること。
- 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- 管理の経費の縮減が図られるものであること。
- 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。

② 採点の基準

採点に当たっては、次の各号に掲げる区分の評価に従い、当該各号の配点によるものとする。

- (ア) 特に優れている
- (イ) 優れている
- (ウ) 標準
- (エ) 劣っている

③ 審査について

申請者から提出された事業計画書及び面接の審査を基に、各委員が評価（採点）し、全委員の評価を集計した後、（採点結果を参考として）選定委員会として協議を行った結果、指定管理者としてより期待の持てる提案をした者を、委員会の総意として候補者に選定した。

評価項目、配点等

選定基準	審査の項目	配点
1 住民の平等な利用が確保されるとともに、サービスの向上が図られるものであること。	(1)施設の設置目的及び別府市が示した管理の方針 (2)平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	45点×5人 =225

(別府市公の施設の指定の手続き等に関する条例第3条第1号)	(3)サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	
2 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。 (市条例第3条第2号第4号)	(1)利用者増を図るための具体的な手法及び期待される効果 (2)施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	43点×5人 =215
3 管理の経費の縮減が図られるものであること。 (市条例第3条第2号)	(1)施設の管理運営に係る経費の内容	60点×5人 =300
4 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。 (市条例第3条第3号)	(1)収支計画の内容、適格性及び実現の可能性 (2)安定的な運営が可能となる組織体制 (3)安定的な運営が可能となる経理的基盤 (4)類似施設の運営実績 (5)情報保護の取組	52点×5人 =260
合 計		1,000点

### (3) 審査結果

審査の結果、前述「1 選定結果について」に記載の応募者から提出された提案が、他者の提案より、将来的に公の施設の設置の目的をより効果的に達成することに期待が持て、公の施設の管理が今後も安定して行われる提案であると認め、指定管理者の候補者として選定した。

### 5 審査講評

共同事業体のそれぞれの専門分野におけるノウハウを活かした経費削減のための方策や運営事業の具体的な提案がなされており、施設の魅力向上についての取組内容を評価した。

さらに、情報発信力を備えた観光案内所の機能を兼ね備えることにより、市全体への観光客の誘導にも期待できる。

提案にあるとおり周辺地域と調和をとりつつ、応募者が考える現状の課題に対する改善点及び指定期間の達成目標について着実に実施することにより、利用者のサービス向上及び施設の安定的な運営に努められたい。